表7 育児休業等の制度制定状況

〇 育児休業制度の条例制定状況(令和6年4月1日現在)

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。

(単位:団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村	62	62	0	60	0	-	-	12	0	62	0
	(100%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	-	-	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721	1,721	0	1,597	8	-	-	424	0	1,701	4
	(100%)	(100.0%)	(0.0%)	(99.5%)	(0.5%)	-	-	(100.0%)	(0.0%)	(99.8%)	(0.2%)

⁽注)()内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)(以下、全ての表において同じ。)

〇 部分休業制度の制定状況(令和6年4月1日現在)

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村	62	62	0	60	0	-	-	12	0	62	0
	(100%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	-	-	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721	1,719	2	1,596	9	-	-	424	0	1,699	6
	(100%)	(99.9%)	(0.1%)	(99.4%)	(0.6%)	-	-	(100.0%)	(0.0%)	(99.6%)	(0.4%)

○ 育児短時間勤務制度の制定状況(令和6年4月1日現在)

育児短時間勤務制度とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一定の勤務形態により、職員が希望する日又は時間帯において勤務することができる制度です。

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村	62	57	5	55	5	-	-	12	0	57	5
	(100%)	(91.9%)	(8.1%)	(91.7%)	(8.3%)	-	-	(100.0%)	(0.0%)	(91.9%)	(8.1%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721	1,608	113	1,489	116	-	-	385	39	1,589	116
	(100%)	(93.4%)	(6.6%)	(92.8%)	(7.2%)	-	-	(90.8%)	(9.2%)	(93.2%)	(6.8%)